

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱の一部改正概要

改正概要

(1) 事業所の追加等に係る協議（第2条、第4条）

〈改正概要〉

現状は、解体業の新規許可申請又は破砕業の新規許可申請・変更許可申請（以下「許可申請」という。）を行う場合のみ、関係課との調整が行われることとなっているが、解体業又は破砕業の用に供する事業所の追加・所在地の変更・用地の拡大（以下「事業所追加等」という。）に係る変更の届出に際しても関係課との調整の対象とするよう改正する。

〈改正理由〉

解体業・破砕業に係る施設は、自動車リサイクル法上の許可基準や他法令による規制等（以下「基準等」という。）に適合した施設でなければならず、許可申請に際しては、関係課との調整等、厳密な審査を行っているが、事業所追加等に係る変更の際には、同等の審査を行わなければ基準等への適合性の判断は困難であるにもかかわらず、手続きは事後の届出である変更届の提出のみとなっている。

そのため、事業所追加等に係る変更の届出を行う場合についても、許可申請の場合と同様、関係課との調整の対象とし、厳密に審査することができるよう改正する。

(2) 事前協議制（第4条）

〈改正概要〉

現状は、許可申請を行う時に併せて「事業概要書」の提出を求めているが、許可申請又は事業所追加等に係る変更の届出（以下「許可申請等」という。）の前に「事前協議書等」の提出を求め、関係課との調整等を事前実施し、その事前協議が終了した後許可申請等を行うよう改正する。

〈改正理由〉

許可申請を受けてから関係課との協議を実施することとなっているが、一方で許可申請から許可までの標準処理期間を60日と定めており、この両方を満足し手続きを行うことは不可能である。

本指導要綱と同様に関係課との調整等について定めた「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」においては、廃棄物処理施設の設置や廃棄物処理の用に供する用地の拡大について、事前協議制により事前に事業計画を把握し関係課との調整・協議を行っており、標準処理期間との整合性が保たれている。本指導要綱においても同様に事前協議の規定とすることで手続きの流れにおいて標準処理期間との整合性を保つことができる。

また、事業所追加等に係る自動車リサイクル法上の手続きは事後の届出である変更届の提出のみであることから、事業所追加等に伴い、基準等に適合しない施設が設置されても届出が提出されるまで把握することができないということが懸念される。

このような事案を防止するために、事業所追加等が行われる前に事業計画等を把握し、基準等に適合するよう事前に関係課との調整等を行う必要がある。

以上のことから、許可申請等に際して行う関係課との調整については事前協議として実施し、調整が終了した後に許可申請等を行うことができるよう改正する。

(3) その他

〈改正概要〉

上記1及び2の改正と併せて諸規定及び様式を改正する。

〈改正理由〉

上記1及び2の改正に伴い、関係する条項に改正の必要が生じるため、諸規定及び様式を改正する。